

山梨県相談支援体制整備事業実施要綱

第1 目的

障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとに「圏域マネージャー」（以下「マネージャー」という。）を配置し、各市町村及び圏域における相談支援体制の構築に向けて必要な支援を行うことにより、障害をもつ人が地域でいきいきと安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

第2 基本方針

マネージャーは、障害者の意思を尊重する視点に立って、生活全般にわたり、必要なサービスを適切に利用できるよう相談支援事業者等に支援・助言する。

なお、特定の立場に偏らず、公平性・中立性を確保する。

また、公的制度以外の取り組みを含め、圏域における支援体制を構築する。

第3 実施主体

実施主体は山梨県（以下「県」という。）とし、市町村等の協力を得ながら実施する。

なお、事業を適切に実施できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

第4 マネージャーの配置体制等

1 マネージャーは、次の要件を満たす者とする。

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、看護師及び心理判定員等の資格を有する者又はこれらの有資格者と同等と認められる者であって、相談支援業務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を3年以上有し、かつ、原則として県が実施する障害者相談支援従事者研修を修了していること。

2 マネージャーの名称は、圏域の名称を冠し、「〇〇圏域マネージャー」とする。

3 本事業の受託法人は、本事業の管理を担当する者を置くものとする。（兼務可）

4 マネージャーは、原則として常勤で専従とする。

第5 マネージャーの業務

マネージャーは、県と連携し別添「特記仕様書」のとおり業務を行う。

- (1) 市町村に対する支援
- (2) 圏域内の体制づくり
- (3) 県との連携、協力
- (4) その他必要な業務

第6 事業の実施方法

マネージャーは、圏域内において、市町村をはじめ、保健、医療、福祉、教育及び就労等との関係機関と十分な連携体制を確保する。

第7 事業の評価等

各圏域の事業実施状況については、山梨県障害者自立支援協議会において、毎年度評価を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

第8 マネージャーの質の向上

1 研修の実施

(1) 県は、マネージャーの資質向上を図るため、必要な研修を実施する。

(2) マネージャーは、あらゆる機会を通じ自己研鑽に励むものとする。

2 連絡会議

県は、マネージャー間の情報交換及び連携を図るため、連絡会議を設置する。

第9 秘密保持

マネージャー及び関係機関の職員は、事業の実施に当たり、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附則 本要綱は、平成21年 5月22日から施行する。

附則 本要綱は、平成22年 4月 1日から施行する

山梨県相談支援体制整備事業特記仕様書

山梨県相談支援体制整備事業を実施するにあたり、委託業務の内容を本仕様書に定めるものとする。

第1 委託業務の内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。業務の実施にあたっては、必要のつど山梨県（以下「県」という。）と山梨県障害者自立支援協議会（以下「県自立支援協議会」という。）と協議する中で実施するものとする。

1 市町村に対する支援

圏域マネージャーは、要綱第2の基本方針に即し、それぞれの地域の特性を踏まえた上で、市町村に対する支援方策を策定するとともに、それに基づき次の業務を行う。

- (1) 困難事例に係る助言（個別支援会議の開催支援等）
- (2) 市町村相談支援体制の評価（評価方法の作成、評価等）
- (3) さまざまな社会資源の点検、開発に関する援助（資源マップの作成、分析等）
- (4) 地域自立支援協議会に参画し、運営について助言、指導等
- (5) 地域のニーズに応じた、専門的システム（権利擁護、就労支援等）立ち上げのための助言、指導等
- (6) 市町村が設置する身体障害者相談員及び知的障害者相談員並びに精神障害者相談員の活動支援等のための圏域障害者相談員アドバイザー業務
- (7) その他、必要な支援

2 圏域内の体制づくり

- (1) 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた連絡調整会議の開催
- (2) 圏域内の相談支援従事者のスキルアップのために必要な研修体制の構築
- (3) 圏域ごとの相談支援専門員や障害者相談員の連携体制の構築

3 県との連携、協力等

- (1) 県および県自立支援協議会と連携し、次の研修等について実施方針の策定、講師選定、カリキュラム原案作成、会場選定等の原案づくりを行う。
 - ア 相談支援従事者研修
 - イ サービス管理責任者研修
 - ウ 障害福祉従事者スキルアップ研修
 - エ 障害者虐待防止・権利擁護研修
 - オ その他必要な研修
- (2) 県自立支援協議会の運営支援（事務局への参画、部会運営等）
- (3) 地域自立支援協議会の協議事項の報告
- (4) 相談支援専門員連絡会の運営支援

- (5) 指定地域相談支援体制の構築
- (6) その他、必要な事項

4 その他

- (1) 事業者向け研修会の開催（新体系移行支援を含む）
- (2) 地域住民を対象とした啓発研修会の開催
- (3) その他必要な事項

第2 委託期間

委託の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第3 事業完了報告書

受託者は必要に応じて、事業の実施状況を県へ報告するとともに翌年度の4月10日までに事業実績報告書を提出し、委託料の精算を行うこと。

第4 その他

この仕様書に定める事項及び明記のない事項について疑義が生じた場合は、随時担当者と協議の上、事業を実施すること。

圏域マネージャーに変更があった場合には、速やかに報告すること。